

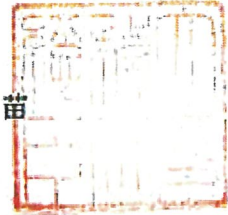


資料3

総政企第284号  
平成28年11月18日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早苗



諮問第97号  
毎月勤労統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



【資料3の別添】

厚生労働省発政統 1027 第 2 号  
平成 28 年 10 月 27 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

毎月勤労統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室
事務担当者	遠藤 健太郎 電話：03(3595)3145 e-mail：endou-kentarou@mhlw.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称  
毎月勤労統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～3 略</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査 約<u>33,200</u>事業所 (母集団の数 約180万事業所)</li> <li>・地方調査 約<u>43,500</u>事業所 (母集団の数 約180万事業所)</li> </ul> <p>※<u>全国調査の報告書は、地方調査の報告書でもあり、両者の報告書数の差が、地方調査のみの報告者数である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調査 約 25,000 事業所 (母集団の数 約 220 万事業所)</li> </ul> <p>(2) 選定の方法 (■全数 ■無作為抽出 □有意抽出) <u>(詳細は別紙のとおり)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所 <u>(以下「第一種事業所」という。)</u></li> </ul> <p><u>事業所母集団データベースの年次プレームによる名簿</u></p>	<p>1～3 略</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査 約<u>33,000</u>事業所 (母集団の数 約180万事業所)</li> <li>・地方調査 約<u>44,000</u>事業所 (母集団の数 約180万事業所)</li> <li>・特別調査 約 25,000 事業所 (母集団の数 約 220 万事業所)</li> </ul> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所 <u>平成18年事業所・企業統計調査 (平成24年1月分調査より平成21年経済センサス基礎調査)による名簿を</u></li> </ul>	<p>数を千単位から百単位の修正。 文言の整理。</p> <p>入替え方法について記載。</p>

<p>を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出</p> <p>調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替月は入替え前の事業所も併せて調査する。</p> <p>なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。</p> <p>※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）</li> </ul> <p>経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出</p> <p>調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調査</li> </ul> <p>経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽</p>	<p>抽出名簿とした産業・規模別の層化無作為一段抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所</li> </ul> <p>平成18年事業所・企業統計調査（平成25年1月分調査より平成21年経済センサス－基礎調査）の調査区を元に作成した調査区を第一抽出名簿とした層化無作為二段抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別調査</li> </ul> <p>平成18年事業所・企業統計調査（平成25年調査より平成21年経済センサス－基礎調査）の調査区を元に抽出した調査区を抽出名簿とした集落抽出</p>	<p>入替え方法について記載。</p>
---	--	---------------------

<p>出</p> <p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>第一種</b>事業所 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者 ※<b>調査員が報告書に列し、督促を行うことがある。</b></li> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>第二種</b>事業所 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者</li> </ul> <p>・特別調査</p> <p>厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査</p> <p>□その他 ( ) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>第一種</b>事業所については、 郵送調査又はオンライン調査</li> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>第二種</b>事業所については、 調査員調査又はオンライン調査</li> </ul> <p>・特別調査については、調査員調査</p> <p>(3) 略</p>	<p>5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>常用労働者を常時30人以上</b> <b>雇用する事業所</b> 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者</li> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>常用労働者を常時5人以上</b> <b>30人未満雇用する事業所</b> 厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者</li> </ul> <p>・特別調査</p> <p>厚生労働省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査</p> <p>□その他 ( ) )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国調査及び地方調査のうち、<b>常用労働者を常時30人以上</b> <b>雇用する事業所</b>については、郵送調査又はオンライン調 査。全国調査及び地方調査のうち、<b>常用労働者を常時5人</b> <b>以上30人未満雇用する事業所</b>については、調査員調査又は オンライン調査。特別調査については、調査員調査。</li> </ul> <p>(3) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の整理。</li> <li>・調査員が督促業務を行 えるように変更。</li> </ul> <p>文言の整理。</p>
--	---	---

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国調査及び地方調査</li> </ul> <p>提出期限は、調査月の翌月の10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別調査</li> </ul> <p>実施期間は、<u>8月1日～9月10日</u></p> <p>8～10 略</p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国調査及び地方調査</li> </ul> <p>提出期限は、調査月の翌月の10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別調査</li> </ul> <p>提出期間は、<u>9月10日</u></p> <p>8～10 略</p>	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p><u>厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。</u></p> <table border="1" data-bbox="829 1321 1157 2004"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>書類名</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国調査及び特別調査</td> <td>記入済み調査票</td> <td>3年</td> <td>厚生労働大臣</td> </tr> <tr> <td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>永年</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>地方調査</td> <td>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td> <td>3年</td> <td>都道府県知事</td> </tr> </tbody> </table>	調査名	書類名	保存期間	保存責任者	全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	同	地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p>(1) <u>調査票情報の保管期間</u></p> <p>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：<u>3年</u></p> <p>(2) <u>保存責任者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全国調査及び特別調査</u></li> <li><u>厚生労働大臣</u></li> <li>・ <u>地方調査</u></li> <li><u>都道府県知事</u></li> </ul>
調査名	書類名	保存期間	保存責任者															
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣															
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	同															
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事															
<p>12 その他 (東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p><u>東日本大震災に伴い、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。</u></p>	<p>12 その他 (東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p><u>東日本大震災に伴い、調査計画を一部変更する。詳細については、別添のとおり。</u></p>	<p>現時点で、特段の措置を行っていないため、削除。</p>	<p>現時点で、特段の措置を行っていないため、削除。</p>															

## 調査計画（変更後）

### 1 調査の名称

毎月勤労統計調査

### 2 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

##### ・全国調査及び地方調査

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所

##### ・特別調査

上記産業に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

##### ・全国調査

約33,200事業所（母集団の数 約180万事業所）

##### ・地方調査

約43,500事業所（母集団の数 約180万事業所）

※全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

・特別調査

約25,000事業所（母集団の数 約220万事業所）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）（詳細は別紙のとおり）

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「第一種事業所」という。）

事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出

調査期間は3年1か月とする。毎年1月分調査で、全体の3分の1ずつ入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

※ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする。

- ・全国調査及び地方調査のうち、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「第二種事業所」という。）

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為三段抽出

調査期間は1年6か月とする。毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替える。

・特別調査

経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する集落抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

・全国調査及び地方調査

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額



- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、き  
まって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

- ・ 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
  - a 氏名及び性
  - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
  - c 年齢及び勤続年数
  - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
  - e きまって支給する現金給与額
  - f 特別に支払われた現金給与額

(2) 基準となる期日又は期間

- ・ 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

- ・ 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、(1)のヘfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

- ・ 全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所

厚生労働省 — 都道府県 — 報告者

※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。

- ・ 全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

・特別調査

厚生労働省 — 都道府県 — 調査員 — 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ( ))

- ・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所については、郵送調査又はオンライン調査
- ・全国調査及び地方調査のうち、第二種事業所については、調査員調査又はオンライン調査
- ・特別調査については、調査員調査

## 7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- ・全国調査及び地方調査

毎月

- ・特別調査

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・全国調査及び地方調査

提出期限は、調査月の翌月の10日

- ・特別調査

実施期間は、8月1日～9月10日

## 8 集計事項

- ・全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内識別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

・地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

・特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

・全国調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

・地方調査

毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月中に公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

・特別調査

調査を実施した年内に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3年	都道府県知事

## 標本抽出方法

### 1 第一種事業所

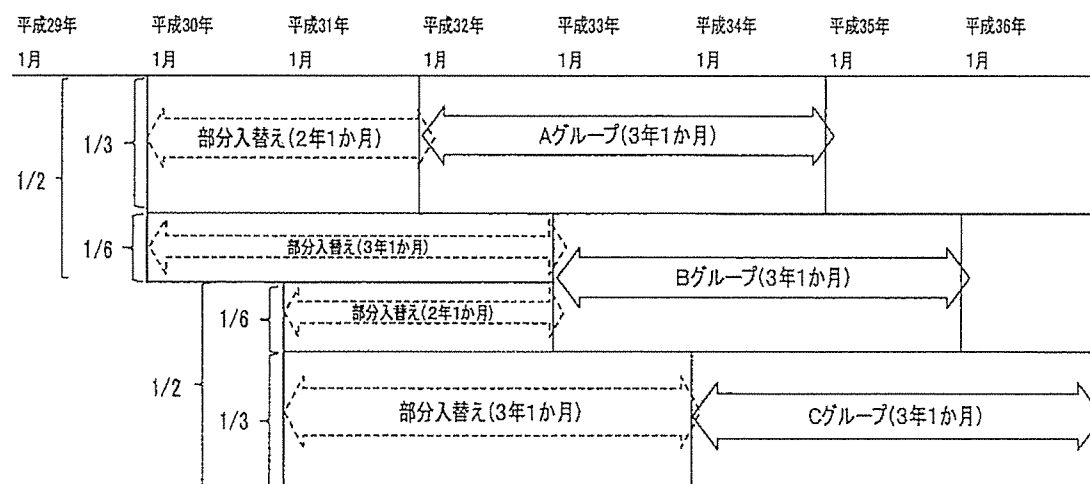
事業所母集団データベースの年次フレームにおける調査産業に属する常用労働者数 30 人以上の事業所からなる名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類、事業所規模別に 2%以内、産業中分類、事業所規模別に 3%以内、地方調査にあつては、産業、事業所規模別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、新たに無作為抽出した事業所に入れ替える。ただし、入替え月は入替え前の事業所も併せて調査する。

なお、平成 30 年 1 月分及び平成 31 年 1 月分調査は、調査対象事業所を一度に入れ替える旧方式からの切り替えに伴い、経過措置として、全体の半数を入れ替える。

(イメージ図)



### 2 第二種事業所

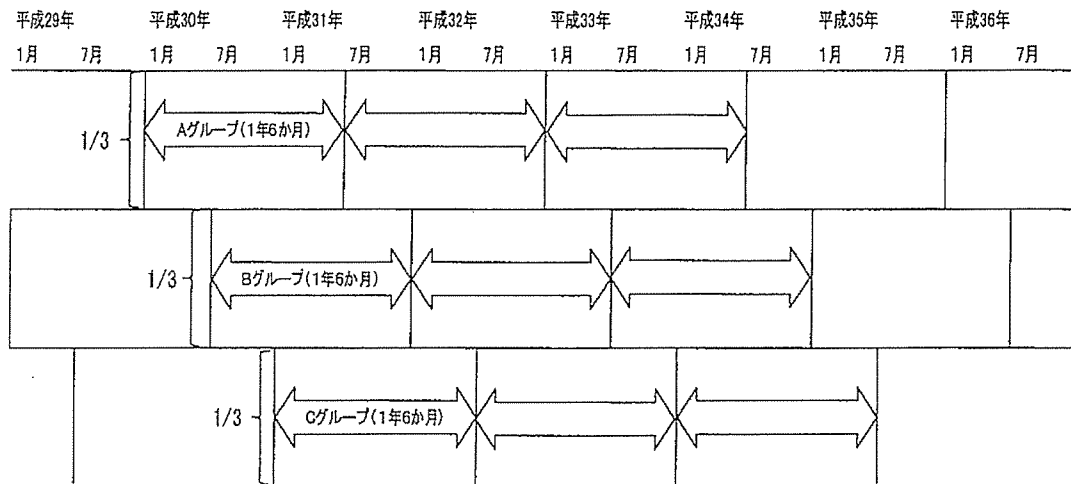
第一段の調査区の抽出は、経済センサスの「調査区」(約 22 万区)を基に、全国を約 7 万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとして、抽出に当たってはこれを 5 つの層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

第二段の事業所の抽出は、第 1 段で抽出した調査区について、5~29 人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から事業所を産業別に無作為に抽出。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、全国調査にあつては、産業大分類別に 2%以内、産業中分類別に 3%以内、地方調査にあつては、産業別に 10%以内となるように行う。

毎年 1 月分調査と 7 月分調査で、全体の 3 分の 1 ずつ、調査区を含めて入れ替える。

(イメージ図)



### 3 特別調査事業所

経済センサスの「調査区」(約22万区)を基に、全国を約9万に分けて設定した毎勤特別基本調査区を母集団フレームとして、これを都道府県別に分類するとともに、層化抽出によることとし、各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を無作為に抽出。

抽出した調査区に所在する事業所のうち、調査産業に属し、常用労働者数が1～4人である事業所全部を調査。

標本設計は、全国でみた調査産業計の常用労働者一人平均きままって支給する現金給与額の標準誤差率が、1%以内となるように行う。

毎月勤労統計調査 調査票の変更点について（新旧対照表）

変更案	変更前	変更理由
<p>○様式第1号～様式第4号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</p> <p>○様式第5号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。</p>	<p>○様式第1号～様式第4号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、<u>前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者</u>をいいます。</p> <p>○様式第5号</p> <p>常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者及び<u>日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月（5月及び6月）の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者</u>をいいます。</p>	<p>「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿って調査票の常用労働者の定義を変更する。</p>

○様式第 1 号、様式第 3 号

事業所一連番号			

○様式第 1 号、様式第 3 号

事業所一連番号			
0	0	0	

「部分入替え方式」へ移行する予定であり、これに伴い、事業所一連番号の「000」を削除する。(部分入れ替えに伴い、調査開始年月(及び調査終了年月)の異なる事業所が混在することになり、事業所管理のため、この3桁の番号を活用する予定。)







様式第3号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。  
 日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

① 1,000人以上  
 ② 300~999人  
 ③ 100~299人  
 ④ 30~99人  
 ⑤ 5~29人

月 日から 月 日まで



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査地方調査票  
 (第一種事業所用)

平成 年 月 日

厚生労働省

事業所一連番号

事業所種類番号

抽出番号

※事業所規模番号

※企業番号

※事業所規模番号

※印刷は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週間の所定労働日数が一般の労働者より少ない者です。

性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 実労働時間数		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。		(1) 所定内労働時間(休憩時間は含まないでください。)	(2) 所定外労働時間(休憩時間は含まないでください。)	(1) きまって支給する給与の総額は、いくばくでしたか。(労務課、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働者の総額は、いくばくでしたか。(労務課、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(3) 特別に支給された給与の総額は、いくばくでしたか。(は、事業の発生、3か月を超え、期間で算定される給与、パートタイム労働者の超過労働、及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	
男	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	百万 千円
女	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	百万 千円
計	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	百万 千円
うち、パートタイム労働者	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	百万 千円

9 変動状況 [ 調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。 ]

1 定昇を実施した。  
 2 ベースアップを実施した。  
 3 繰上短縮、一時休業を実施した。  
 4 休日に繰上、営業等の事業活動を行った。  
 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。  
 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

記入担当者 氏名  
 調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づき基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第4号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

2 調査期間はいつからいつまでですか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。  
日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人  
(4) 30~99人 (5) 5~29人

月 日から 月 日まで



統計法に基づく基幹統計調査  
毎月勤労統計調査地方調査票  
(第二種事業所用)

厚生労働省

平成 年 月 分

都道府県 市区町村 調査区分番号 事業所一連番号 所業分類番号 抽出番号 ※企業番号  
※事業所 最低番号 所業番号 所業番号

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数				6 出勤日数	7 契約労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)	8 現金給与額 (税込み額です。)	
	(1) 前週同様の未日 は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の未日は何人でしたか。			(1) きまってしまう給与の総額は、いくらか。(労働契約、就業規則等に支給決定されている給付、昇進方法等が定められている給付です。)	(2) うち、超過労働給付の総額は、いくらか。(残業手当、深夜手当等です。)
男	人	人	人	人	時間	時間	百万 千円	百万 千円
女	人	人	人	人	時間	時間	百万 千円	百万 千円
計	人	人	人	人	時間	時間	百万 千円	百万 千円
うち、パートタイム労働者	人	人	人	人	時間	時間	百万 千円	百万 千円

⑥ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [ 概略を記入してください。 ]

1 定昇を実施した。  
2 ベースアップを実施した。  
3 残業短縮、一時休業を実施した。  
4 休日に授業、営業等の事業活動を行った。  
5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。  
6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

事業所の面接者氏名 調査票作成年月日 統計調査日印

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。



## 毎月勤労統計調査の概要

### 1. 調査の目的・必要性等

#### (1) 種類

毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類からなる。

#### (2) 目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

#### (3) 必要性・背景

我が国経済・社会の中において重要な役割を担っている雇用労働者について、その雇用のすう勢及び給与、労働時間という基本的な労働条件の動向把握は、我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠である。

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施するもので、調査結果は、毎月、閣議報告される「月例経済報告」で言及されるほか、雇用保険や労働者災害補償保険の給付額改定の法定資料とされるなど、重要な欠かせない統計として多方面で活用されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要である。

#### (4) 調査結果の利活用

別紙のとおり。

### 2. 他調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

## 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況

## I 厚生労働省における利用状況

## 1 失業給付の額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更

雇用保険法第18条において、年度の平均給与額（毎月勤労統計調査における4月から翌年3月までの平均定期給与額の（単純）平均値）の変動に応じ、失業給付のうち求職者給付の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等を改訂することとなっている。

## 2 労働災害の休業補償

労働基準法第76条第2項において、常時100人未満の労働者を使用する事業場については、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合に休業補償の額を改訂することとなっている。

## 3 労災保険の保険給付

労働者災害補償保険法第8条の2第1項第2号において、休業補償給付基礎日額は、毎月勤労統計調査における毎月きまって支給する給与に一定の変動があった場合、その変動幅に応じて改訂することとなっている。

また、同法第8条の3第1項第2号において、年金給付基礎日額は、毎月きまって支給する給与の変動幅に応じて改訂することとなっている。さらに同法第16条の6において規定される遺族補償一時金の額の算定にも用いられる。

## 4 平均賃金の算定

離職後の診断によって業務上の疾病が認められた場合等、労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金を算定する際に、平均定期給与額の変動率が参考に使用される場合がある。

## 5 未払賃金の立替払い

賃金の支払の確保等に関する法律第7条に基づく未払賃金の立替払事業のうち、立替払の最高限度額の決定に平均定期給与額が参考に使用されている。

## 6 各種審議会等の審議資料

最低賃金の決定に係る中央最低賃金審議会の審議資料として使用されている。  
社会保障審議会年金部会における審議資料として使用されている。

## 7 労働時間短縮の推進

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」（平成4年法律第90号）に基づく労働時間短縮に関する各種施策の実施において、総実労働時間（調査産業計、事業所規模5人以上、30人以上）を年換算したものが参考指標として使用される場合がある。

## 8 労働経済の分析

労働に関する経済問題の総合的な分析を行っている「労働経済の分析」、「働く女性の実情」等において利用されている。

【資料3の参考】

平成28年11月18日

総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第97号の概要

## (毎月勤労統計調査の変更)



# 毎月勤労統計調査の概要（現状）

## 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国の変動を、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

## 調査の概要

区分		調査事業所数 (注)	調査 周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約16,700	毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>企業規模</li> <li>男女別常用労働者数、実労働時間数、現金給与額等</li> </ul>	<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 層化無作為一段抽出 (約3年ごとに、一斉入替え)	厚生労働省 -都道府県 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送調査</li> <li>オンライン調査</li> </ul>
	地方調査	約21,500					
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約16,500	1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所名</li> <li>主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>常用労働者ごとの性別、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額等</li> </ul>	<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 層化無作為二段抽出 (半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング)	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員調査</li> <li>オンライン調査</li> </ul>
	地方調査	約22,000					
特別調査	特別調査	約25,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所名</li> <li>主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>常用労働者ごとの性別、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額等</li> </ul>	<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 集落抽出	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員調査</li> </ul>

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

(※) 第一種事業所は、約3年間継続して調査する方式だが、その間の新設事業所や30人以上に規模拡大した事業所の状況を調査結果に反映させるとともに、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充のため、毎年1月に追加指定を行っている。

# 結果の主な利活用

## ① 行政上の施策への利用等

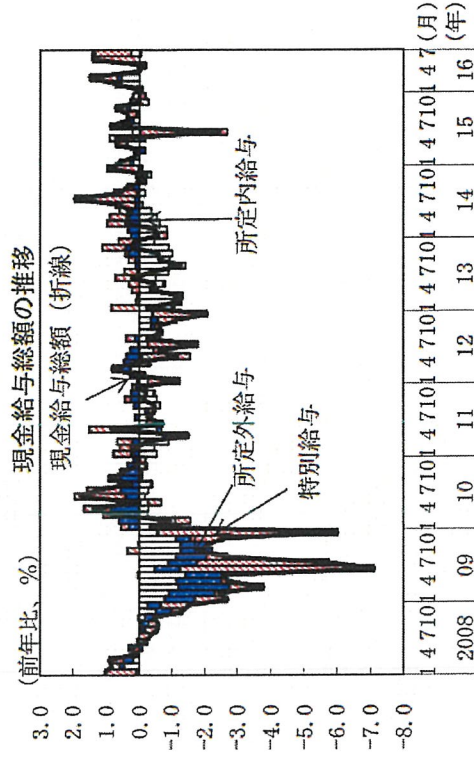
- 雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月決まって支給する給与等を利用
- 月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

## ② 国民経済計算の推計（内閣府） における基礎資料

- 雇用者報酬の算定資料として利用

## ③ その他の利用状況

- ILOやOECD等国际機関に定期的に報告
- 民間企業において、ベースアップ等賃金改定の参考資料として利用



平成28年9月「月例経済報告」より抜粋

# 統計法施行状況審議で示された方向性等

○基本計画部会における未諮問基幹統計に係る審議（平成27年12月～28年3月）

区分	方向性
標本設計の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入</li> <li>◆ 事業所母集団D Bの利用</li> </ul>
指数の接続 →新旧データ接続検討WGで継続審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 賃金・労働時間指数の接続方法の変更</li> <li>◆ 賃金・労働時間指数における継続指数の作成</li> </ul>

○新旧データ接続検討WGにおける審議（平成28年6月～8月）

月次又は四半期で行われる無作為標本調査に該当する各種統計調査の接続方法に係る「望ましい方法」として、以下のとおり結論付けられた。

- 断層が過度に広がる前に標本を交替させる。（ローテーション・サンプリング導入の検討）
- 過去及び将来の標本交替の時点を対外公表する。
- 新旧計数をそのまま接続する。
- 標本交替に際し、ユーザーニーズが強いものに関しては、継続指数の作成を検討する。 など

# 今回の変更内容及び想定される論点

## 1. 調査計画の変更にかかる事項

変更の適用時期 平成30年1月調査から  
(1. ④については、平成29年度以降、⑤については承認時)

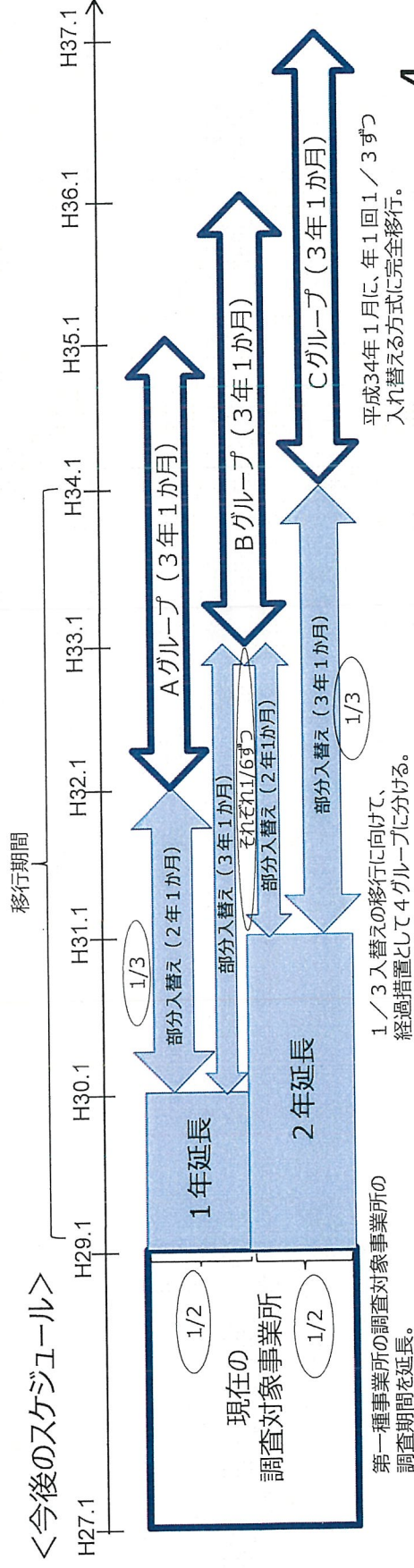
### ① 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

※統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更

- 平成32年1月調査から、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入する。  
(平成34年1月に完全移行)
- 現在の調査対象事業所については、調査対象期間（2年1か月）が平成29年1月で終了するが、ローテーション・サンプリングを導入するまでの経過措置として、半数を1年間、残り半数を2年間、それぞれ、調査対象期間を延長するとともに、平成34年1月の完全移行まで、部分入替えを段階的に行う。

⇒ [論点]

- ・ ローテーション・サンプリングの導入に当たり、どのような基準に基づき、調査対象事業所のグループ分けを行うのか。
- ・ 都道府県の負担軽減策として、どのようなことを行うのか。また、都道府県との調整はどのような状況か。



## ② 事業所母集団D Bの利用

※統計法施行状況審議の結論を踏まえた変更

- 母集団情報について、数年に1度しか更新されない経済センサスの情報ではなく、事業所母集団D Bの年次フレームを利用する。

⇒ [論点]

- ・ 経済センサス-活動調査では調査対象外とされていた官公営の事業所については、今後どのような配慮をするのか。

## ③ 常用労働者の定義変更

- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、常用労働者の定義を変更する。

⇒ [論点]

- ・ ガイドラインに沿って定義を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。

## ④ 統計調査員の活用範囲拡大

- 第一種事業所に対する督促業務について、統計調査員も行えるようにする。これにより、都道府県職員の負担軽減及び回収率向上を図る。

⇒ [論点]

- ・ 第一種事業所についても統計調査員の督促業務を可能とすることにより、どのような効果が見込まれるか。

## ⑤ 調査票情報の保存期間の変更

- 全国調査及び特別調査について、調査票情報（調査票の内容を記録した電磁的記録媒体）の保存期間を「永年」に変更する。

⇒ [論点]

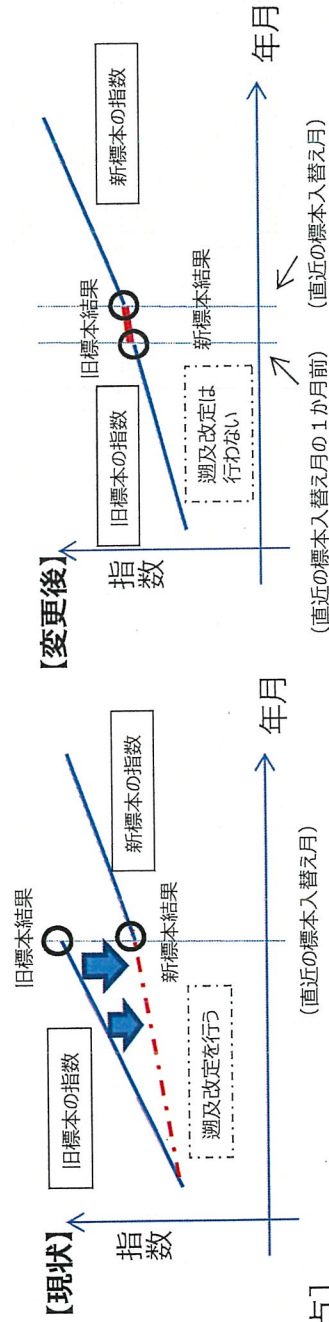
- ・ 地方調査について、保存責任者を都道府県知事とし、厚生労働省が保有しないことに問題はないか。

## 2. 統計法施行状況審議を踏まえた確認事項

### ① 賃金・労働時間指数の接続方法の変更

【現状】 標本替えの際に、前回の標本入替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続している。

【変更後】 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入後は、新旧計数をそのまま接続させる。



⇒ [論点]

- ・ ローテーション・サンプリング導入までの経過措置期間における指数の接続については何らかの措置をとるのか。

### ② 賃金・労働時間指数における継続指数の作成

➤ 賃金・労働時間指数について、ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、交替しない標本で継続指数を作成する。

⇒ [論点]

- ・ 継続指数の具体的な作成方法はどのようなものか。